



未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）について

未支給年金とは①②の年金となります。

年金の支払いは、お亡くなりになった月分までとなります。

- ①年金を受けている方がお亡くなりになった時にまだ受け取っていない年金
- ②お亡くなりになった日より後に振込みされた年金のうち、お亡くなりになった月分までの年金

この請求書は、お亡くなりになった方にお支払いをすべき年金があるとき、その人と生計を同じくしていた方（下の枠内）が未支給の年金として請求をする際に使用します。また、年金の受給権がある人が請求せずにお亡くなりになった場合、未支給請求者が請求を行うときにも使用します。

未支給の年金を請求できない方は、㊦（「年金受取機関」欄）から㊧（「別世帯となっていることについての理由書」欄）までの記入は不要です。

未支給の年金を受けることができる方および順位

◇未支給の年金を受けることができる方および受けることができる方の順位は、死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族（注）となります。

なお、同順位者が2名以上ある場合は、そのうちの1名が代表して請求してください。

（注）子の配偶者、配偶者の父母、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母、曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上における3親等内の親族も含まれます。

◇自分より先順位者がいる場合は、未支給の年金を受けることはできません。

◇配偶者には、市区町村には届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含みます。

※未支給の年金および未支払の年金生活者支援給付金のいずれも受けることができる場合は、この請求書の提出により両方の給付の請求をしたこととなります。

なお、未支払の年金生活者支援給付金を受けることができる遺族の範囲は、上記と同様です。ただし、共済組合等から支給される年金のみを受給されている方の未支払の年金生活者支援給付金請求書の提出先は日本年金機構となります。

この請求書に添えなければならない書類

未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）を提出する場合

（未支給の請求がない場合等は、1および2の書類のみ提出してください。）

1. 死亡した受給権者の年金証書（添えることができないときは、死亡届（報告書）に事由を記入してください。）
2. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本もしくは抄本、死亡診断書（コピー可）、住民票など）
3. 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本もしくは抄本（例 未支給請求者が受給権者の子の場合で「子の戸籍抄本」の父母欄で身分関係が確認できる場合は「請求者（子）の戸籍抄本」）または法定相続情報一覧図  
住民票でこれに代えることはできません。
4. 請求者の世帯全員の住民票（死亡した受給権者が除かれた内容の記載があり、続柄が記載されているもの）  
（住民票上、死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときは、4ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」の区分により必要な書類）
5. ㊦に金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けていない方は預貯金通帳のコピー
6. 死亡した受給権者が年金給付または保険給付の年金請求書を提出していなかったときは、その年金請求書とその添付書類など
7. 請求者が配偶者で、市区町村長に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方は、その事実を明らかにする書類

【個人番号（マイナンバー）で請求される場合】

○請求者の個人番号（マイナンバー）を記入されたときは、受給権者の住民票（除票）・請求者の世帯全員の住民票の添付を省略できる場合があります。

○個人番号（マイナンバー）を記入されたときは、マイナンバーカードの両面のコピーまたは次の①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限ります。）、個人番号の表示のある住民票

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

◇請求書を提出されてから未支給年金・給付金が支払われるまでにおおむね3か月かかります。

◇代理の方が手続きをする場合は、ご本人の委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です。

◇審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◇被用者年金一元化法施行（平成27年10月）以降に、複数の年金を受ける権利が発生した方がお亡くなりになった場合には、この請求書を共済組合または年金事務所のいずれか1か所に提出することにより、それぞれの年金の手続きが可能となります。

添付書類は「コピー」「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。

戸籍謄本、住民票等の添付書類は、受給権者の死亡日以降に交付されたものをご用意ください。

**(未支給年金・未支給給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）に共通した注意事項)**

1. ❶には死亡した受給権者の基礎年金番号・年金コードを記入してください。  
また、死亡した受給権者が複数の年金を受けていたときは、すべての年金コードを記入してください。ただし、年金毎に未支給請求される方が異なる場合は、請求する年金コードのみ記入してください。
2. ❷および❸の元号は、該当する文字を○で囲んでください。
3. ◆は、死亡した方が共済組合の年金のみならず日本年金機構等で支給する厚生年金を受けていた場合、あわせて厚生年金の未支給年金の請求を希望するかどうか、該当する文字（はい・いいえ）を○印で囲んでください。  
共済年金と国民年金（基礎年金）のみを受けている方は、別途年金事務所に請求が必要です。
4. ④には請求者または届出者の電話番号を記入してください。（携帯番号も可）

**(未支給年金・未支給給付金請求書にかかる注意事項)**

5. ⑦は、「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を記入し、口座番号などについて金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。なお、共済組合または年金事務所の窓口で直接預貯金通帳を持参される場合や、預貯金通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分）を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。
6. ⑧は、受給権者が死亡した当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の各欄の該当する文字（いる・いない）を○で囲んでください。
7. ⑨は請求者が配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしてはいるが、住所が住民票上同一であるときに記入してください。受給権者の死亡当時は同じ世帯であったが、世帯主の死亡により世帯主が変更されたことが住民票から読み取れない場合も、記入してください。

**(未支給年金未支給給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）でいう年金給付、年金生活者支援給付金の種類)**

(国民年金)

老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金

(厚生年金保険)

老齢厚生年金、老齢年金、特例老齢年金、通算老齢年金、障害厚生年金、障害年金、障害手当金、遺族厚生年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金

(船員保険)

老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、障害手当金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金

(共済年金)

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金

(年金生活者支援給付金)

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金

# 生計同一に関する添付書類

添付書類については2ページの「この請求書に添えなければならない書類」もご覧ください。

## 1. 請求される方が配偶者または子の場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票(死亡した受給権者は住民票の除票)※
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	① 死亡した受給権者の住民票(除票)と請求者の世帯全員の住民票(続柄記載)※ ② 別世帯となっていることについての理由書(または④欄に記入してください)
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① 死亡した受給権者の住民票(除票)と請求者の世帯全員の住民票(続柄記載)※ ② 同居についての申立書 ③ 別世帯となっていることについての理由書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など <b>第三者の証明</b>
単身赴任、就学または療養などのやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするとき 例① 生活費、療養費などの経済的な援助が行われている場合 ② 定期的に音信、訪問が行われていること	① 死亡した受給権者の住民票(除票)と請求者の世帯全員の住民票(続柄記載)※ ② 別居していることについての理由書 ③ 生活費など経済的な援助および定期的な音信、訪問が行われていた申立書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など <b>第三者の証明書またはそれにかわる書類</b>

## 2. 請求される方が死亡された方の父母、孫、祖父母または兄弟姉妹、その他3親等内の親族である場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票(死亡した受給権者は住民票の除票)※
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	死亡した受給権者の住民票(除票)と請求者の世帯全員の住民票(続柄記載)※
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① 死亡した受給権者の住民票(除票)と請求者の世帯全員の住民票(続柄記載)※ ② 同居についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など <b>第三者の証明書またはそれにかわる書類</b>
住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費などについての生活の基盤となる経済的な援助が行われているとき	① 死亡した受給権者の住民票(除票)と請求書の世帯全員の住民票(続柄記載)※ ② 経済的援助についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など <b>第三者の証明書またはそれにかわる書類</b>

※個人番号(マイナンバー)を記入したときは、世帯全員の住民票(死亡した受給権者は住民票の除票)の添付を省略できる場合があります。

### 第三者の証明書にかわる書類(生計同一のわかるもの)について

(次のいずれかの書類をご用意ください。コピーでも差しつかえありません)

事項	提出書類
健康保険などの被扶養者になっている場合(国民健康保険は該当しません)	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証または組合員証など ※コピーを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。
給与計算上、扶養手当などの対象になっている場合	給与簿または賃金台帳など
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税(非課税)証明書など
定期的に通金がある場合	定期的に通金されていたことわかる現金封筒または預貯金通帳など

◇提出書類の「同居についての申立書」、「別世帯となっていることについての理由書」「生活費など経済的な援助が行われている申立書」などについてご不明な場合は、共済組合または年金事務所などへ問い合わせてください。

◇審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。